

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)
全国手話通訳問題研究会の取組

○5月25日

法律の公布、施行

○8月6日

緊急学習会の実施(講師 議員連盟事務局長 滝波 宏文参議院議員)

○10月16日

支部長会議(コミ法についての理解)

- ・ 議員立法・理念法(大きな柱)
- ・ 厚生労働省の手話関係事業は、令和5年度大きくは変わらない
- ・ 「手話通訳に係る意思疎通支援従事者の養成についての研究等」を参考に更なる改善の内容で検討ということなので、令和6年度以降に事業展開か
- ・ 第4条に地方公共団体の責務がある

手話を取り巻く状況の変化

- 障害者権利条約や障害者基本法により「手話は言語」。
- 手話言語法は、未制定だが求める意見書は、すべての自治体で採択。
- 山口県手話言語条例は、2019年10月施行。
- 改正障害者差別解消法施行に伴い手話通訳の必要性が増える。
- 山口県差別解消条例は、2022年10月施行。
- 手話通訳派遣事業と設置事業は、市町村地域生活支援事業で必須事業だが、設置事業は、全自治体の4割以下、減少傾向も見られる。
- 高齢化する手話通訳者、悪いことではないが、次世代が育っていない。
- 手話言語条例やコロナ対応の変化で手話通訳の依頼が急増。
- 手話言語法が必要である。